

被災中小企業復興支援リース補助事業Q&A

平成28年3月31日

項目	質問内容	回答
1.リース先	対象リース先となる中小企業者とは、どのような先になりますか。	以下の条件を満たした中小企業者が対象リース先となります。 ①中小企業支援法(昭和三十八年七月十五日法律第百四十七号)第2条に規定する中小企業者であること ②東日本大震災により被災し、滅失した物件があり、同物件に係る債務(=旧債務)が東日本大震災発生時に存在していた、又は、東日本大震災発生時は旧債務の契約当初の契約期間内(再リースを含む)であった中小企業者であること ③被災した物件と同一の分類に属する物件をリースにより導入する中小企業者であること
1.リース先	リース先の対象業種に制限はありますか。	風営法第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者は補助対象外になります。
1.リース先	多角経営している企業の業種はどのように判断しますか。	当該企業の主たる事業を業種とします。
1.リース先	レンタル事業者は対象リース先となりますか。	不特定多数を相手にレンタルを業とする事業者のみが、対象リース先として利用が可能です。
1.リース先	病院・クリニック等の「医療法人」は対象となりますか。	補助対象外です。
1.リース先	学校法人、出資組合法人(マンション管理組合等)は対象リース先となりますか。	補助対象外です。
1.リース先	社会福祉法人は対象リース先となりますか。	補助対象外です。
1.リース先	NPO法人、一般社団法人は対象リース先となりますか。	補助対象外です。
1.リース先	農林漁業者は対象リース先となりますか。また、農業協同組合、漁業協同組合は対象リース先となりますか。	中小企業支援法に規定する規模(個人事業者を含む)の農林漁業者であれば、対象リース先となります。 また、中小企業支援法の規定に該当する農林漁業者を含む組合であれば対象リース先となります。
1.リース先	親会社が中小企業支援法における中小企業者ではなく大会社である場合、補助金を利用するリース先が同法における中小企業者であれば対象リース先となりますか。	リース先が、中小企業支援法における中小企業者であれば対象リース先となります。
1.リース先	対象リース先の基準には、上場・非上場の判断基準はありますか。	株式の上場・非上場による対象リース先の基準はありません。
1.リース先	個人事業者は補助対象になりますか。	中小企業支援法の従業員数で、中小企業者の規模に該当すれば個人事業者も対象となります。
1.リース先	従業員数にパートは含まれますか。	中小企業の従業員基準の考え方は、「解雇の予告を必要とする者」を従業員として考えます。このため、正社員に準じた労働形態である場合には従業員として扱う。取扱としては、労働基準法第20条の「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員として考えます。
1.リース先	商工会議所の会員でなくても補助の対象になりますか。	日本商工会議所が補助事業者ですが、国の補助金制度であり、商工会議所の会員・非会員に関わらず利用できます。
1.リース先	本社が物件設置場所要件地域外(例えば東京)、物件設置場所が要件地域内の場合は補助対象となりますか。	本社が物件設置場所要件地域外でも、実際にリース物件を利用する場所が要件地域内の場合は補助の対象となります。 * 物件設置場所の要件を満たす地域: 契約日が平成28年3月31日までのリース契約ー特定被災地域内 契約日が平成28年4月1日以降のリース契約ー岩手県・宮城県・福島県の3県内
1.リース先	電力会社に対し賠償請求している場合(顧客→電力会社またはリース会社→電力会社)でも対象となりますか。	補助対象となります。
2.被災物件に係る債務	旧債務とはリース債務のみですか?その他の債務も含まれますか。	旧債務については、リース債務だけでなく、割賦やローンなど他の債務についても対象となります。 但し、購入選択権付リースや譲渡条件付リースにおいては、権利行使前のリース債務を有する場合のみが対象となります。

項目	質問内容	回答
2.被災物件に係る債務	被災物件(旧物件)に係る債務(旧債務)について、どのように証明すればいいですか。	証明方法としては以下の2つがあり、いずれかの方法にて証明が必要となります。 ①被災物件(旧物件)の設置時に締結した契約の期間が明記された契約書又は被災物件(旧物件)の債務残高証明書等の写しによる証明 ②被災中小企業者による証明 次の(ア)及び(イ)の両方の書面の提出が必要 (ア)東日本大震災発生時に債務(旧債務)を有していたことを証明するもの(借入契約書、債務残高証明書、返済予定表、金融機関への返済が分かる通帳等の写し) (イ)被災中小企業者による証明書(様式3-3)
2.被災物件に係る債務	「被災物件(旧物件)が被災したこと」について、どのように証明すればいいですか。	証明方法としては以下の3つがあり、いずれかの方法にて証明が必要となります。 ①地方自治体が発行する被災物件(旧物件)の被災証明書(被災物件が自動車の場合は、運輸管理部又は運輸支局等が被災車両と認定した証明書でも可) ②被災物件(旧物件)に係る債権を有している事業者(リース会社等)による証明(様式3-2) ③被災中小企業者による証明 次の(ア)及び(イ)の両方の書面の提出が必要 (ア)地方自治体が発行する被災証明書(被災物件(旧物件)が設置されていた事業所に係るもの) (イ)被災中小企業者による証明書(様式3-3)
2.被災物件に係る債務	被災物件(旧物件)と新規リース契約物件が「同一の物件」であることについて、どのように証明すればいいですか。	証明方法としては以下の2つがあり、いずれかの方法にて証明が必要となります。 ①被災物件(旧物件)の種類が明記された契約書 ②被災中小企業者による証明 次の書面の提出が必要 ・被災中小企業者による証明書(様式3-3)
2.被災物件に係る債務	被災物件(旧物件)が自動車における「被災物件(旧物件)が被災したこと」の証明について、運輸管理部又は運輸支局等が被災車両と認定した証明書とは、具体的にどのような書類を提出すればいいですか。	車両が永久抹消されている、もしくは廃車理由に被災とかかかっている登録事項証明書が適当となります。こちらはQ&A2-3における証明方法①地方自治体が発行する被災物件(旧物件)の被災証明書として利用出来ます。 車両が一時抹消の場合は、Q&A2-3における証明方法②被災物件(旧物件)に係る債権を有している事業者による証明(様式3-2)もしくは③被災中小企業者による証明と共に一時抹消が確認出来る書類を提出して頂くことで、証明の書類として利用出来ます。
2.被災物件に係る債務	Q&A2-3被災物件(旧物件)が被災したことの証明書類である「被災証明書」は、被災証明書と罹災証明書のどちらが適当ですか。	被災証明書と罹災証明書の内容は、発行する地方自治体により異なります。Q&A2-3①の証明では当該物件の東日本大震災による滅失等を証明するものが、③の証明では当該物件の設置されていた事業所を証明するものが、それぞれ必要になります。
2.被災物件に係る債務	被災物件の滅失および被災物件に係る旧債務の債権者(リース会社等)による条件変更承諾は必須条件となりますか。	被災物件の滅失は必須条件となりますが、債務者と債権者の間で条件変更の必要がないこと等についての合意があった場合は、条件変更は行わなくても、補助の対象となります。
2.被災物件に係る債務	被災物件が津波により流出もしくは地震により使用不能となった場合、当初の契約において残債務相当分を一括弁済するところ、債務弁済契約にて分割回収する場合は条件変更には該当しますか。	条件変更には該当します。
2.被災物件に係る債務	旧債務の条件変更について、期間延長、返済額軽減していることは文書を締結していることが必要ですか。	条件変更が講じられた事を証明する書類の写しを提出する必要がありますが、例えば、当初の契約が分かるものと返済口座の通帳の写し等で確認することでも可能です。
2.被災物件に係る債務	旧債務に対する条件変更とはリスケ(約定変更)のみですか。約定変更を伴わない条件変更についても対象となりますか。	約定の変更がない場合でも、実質的に条件変更の措置を講じていれば、条件変更となります。その場合でも、旧債務の返済条件について、条件変更が講じられた事を証明する書類の写しが必要となります。
2.被災物件に係る債務	旧債務を産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構が買い取っている場合は、対象となりますか。	旧債務を産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構が買い取っても、債務は残っており、補助対象となります。なお、債権の買い取りによる残債減額も条件変更には該当します。
2.被災物件に係る債務	旧債務が再リースの場合、新リース契約は補助金対象外となりますか。	東日本大震災の時点で、再リースの契約期間内であれば補助対象となります。
2.被災物件に係る債務	旧債務の契約日(借入日)についての制限はありますか。	旧債務の契約日(借入日)に制限はありませんが、旧債務の対象となる被災物件の設置日との整合性を確認させていただくことがあります。
2.被災物件に係る債務	旧債務が被災時に契約期間内でも債務残高が無い場合は、補助金対象外となりますか。	被災時点において、旧債務の残高があること、又は被災時点が旧債務の契約当初の契約期間内であれば、補助の対象となります。
2.被災物件に係る債務	旧債務の金額についての上限、下限はありますか。	旧債務の金額についての上限、下限はありません。
3.補助対象となるリース契約	リース期間に制限はありますか。	リース期間は1年以上15年以内が対象です。

項目	質問内容	回答
3.補助対象となるリース契約	平成24年10月1日付で行われた制度改正の内容について、制度改正以前に締結されたリース契約にも適用となりますか。	平成24年10月1日付で制度改正を行った全ての改正内容について、平成23年3月14日から平成24年9月30日までに締結したリース契約についても適用となります。 なお、申請受付期間は、平成25年3月31日までとなります。【既に終了しています】
3.補助対象となるリース契約	補助対象物件についてリース契約を締結し、リース物件に係る補助対象物件の設置が完了した日から60日以内に補助金の申請を行う必要がありますが、60日を過ぎてしまった場合に申請をすることは出来ますか。	申請をすることは出来ません。
3.補助対象となるリース契約	既に本補助事業の対象として補助金が交付されているリース契約において、同契約で対象外となっている部分が平成24年10月1日の制度改正により対象となる場合、どのような扱いとなりますか。	平成24年10月1日の制度改正に伴い、既に補助金が交付されている契約において対象外となっている部分が対象となる場合は、同部分に対して追加で補助金の交付を受けることが出来ます。 なお、申請受付期間は、平成25年3月31日までとなります。【既に終了しています】
3.補助対象となるリース契約	中古をリースした場合の法定耐用年数はどのように考えればいいですか。	中古をリースした場合の法定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の定めによるものとします。
3.補助対象となるリース契約	複数の物件を単一のリース契約でまとめる場合のリース契約期間の考え方はどのようになりますか。	一のリース取引において耐用年数の異なる数種の資産を取引の対象としている場合において、その数種の資産について同一のリース期間を設定しているときには、それぞれの資産につき耐用年数を加重平均した年数(賃借人における取得価額をそれぞれの資産ごとに区分した上で、その金額ウェイトを計算の基礎として算定した年数をいう。)により「相当短い」と判定されない範囲とします。(法人税基本通達7-6の2-7(注)1)。
3.補助対象となるリース契約	前払いリース料があった場合、及び据置期間は認められますか。	・前払いリース料は、12ヶ月分までとします。 ・据置期間については、制限はありません。
3.補助対象となるリース契約	被災地はどのように定義されますか。	被災地の定義は、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に規定する「特定被災地域」(ただし、平成28年4月1日以降に締結されるリース契約については、岩手県・宮城県・福島県の各県内に限る。)で、当該地域に補助対象となるリース契約のリース物件が設置されることを条件とします。
3.補助対象となるリース契約	リース物件が自動車の場合における「被災地域で利用されるリース物件の契約であること」とはどのように判断しますか。	リース物件が自動車の場合は、「使用の本拠の位置」又は「保管場所」が特定被災区域内(ただし、平成28年4月1日以降に締結されるリース契約については、岩手県・宮城県・福島県の各県内に限る。)であることとします。
3.補助対象となるリース契約	「被災地域で利用されるリース物件の契約であること」という条件において、原子力発電所事故により移転を余儀なくされた中小企業者の移転先が被災地域でない場合は、補助の対象とならないのですか。	原子力発電所事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に事業所を有し、その移転を余儀なくされた中小企業者は、特定被災地域外(平成28年4月1日以降に締結されるリース契約については、岩手県・宮城県・福島県の3県外)でも、避難先にて本補助金を利用することができます。
3.補助対象となるリース契約	原子力発電所事故に係る警戒区域等に事業所を有したため、その移転を余儀なくされ、特定被災地域外(平成28年4月1日以降に締結されるリース契約については、岩手県・宮城県・福島県の3県外)に移転した中小企業について、既に補助金交付決定を受けたリース契約は、警戒区域等が解除された後は、補助対象リースでなくなりますか。	この場合は、警戒区域等が解除された後も引き続き補助対象リースとなります。
3.補助対象となるリース契約	原子力発電所事故に係る警戒区域等に事業所を有したため、その移転を余儀なくされ、特定被災地域外(平成28年4月1日以降に締結されるリース契約については、岩手県・宮城県・福島県の3県外)に移転した中小企業について、警戒区域等の解除後に新規で契約するリース契約は、補助対象リースとなりますか。	この場合は、補助対象となります。
3.補助対象となるリース契約	レンタル事業者をリース先にした場合の被災地設置制限の考え方はどうなりますか。レンタル先が被災地に限られますか。	補助対象となるリース契約書における物件の設置場所が特定被災区域内(ただし、平成28年4月1日以降に締結されるリース契約については、岩手県・宮城県・福島県の各県内に限る。)であれば、補助対象となります。
3.補助対象となるリース契約	補助対象となるリース料に再リース料は含まれますか。	再リース契約は補助対象外です。当初リース期間の支払リース料のみが補助対象となります。
3.補助対象となるリース契約	補助の対象となるリース契約は、いつまでに締結し、かつ、いつまでに補助金申請しなければなりませんか。	以下の(1)および(2)の両方を満たすものまでが、補助対象となります。 (1)平成30年3月31日までに締結した新規リース契約。 (2)平成30年5月31日までに、リース物件を設置(実行)したうえで、同日(平成30年5月31日)までに、当該指定リース事業者が日本商工会議所に正式書類一式の形で補助金申請書類を提出。

項目	質問内容	回答
3.補助対象となるリース契約	「所有権がリース先に移転しないリース取引」はどのように定義されますか。	<p>・「所有権がリース先に移転しないリース取引」とは、法人税法施行令第48条の2第5項第5号並びに法人税基本通達7-6の2-1(1)および同基本通達7-6の2-2の定めによるものとし、次のいずれかに該当するもの以外のものです。</p> <p>①譲渡条件付リース取引:リース期間終了時またはリース期間中途において、当該リース資産が無償または名目的な対価の額でリース先に譲渡されるものであること ②割安購入選択権付リース取引:リース先に対し、リース期間終了時またはリース期間中途において、当該リース資産を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているものであること ③専属使用資産のリース取引または識別困難な資産のリース取引:リース資産の種類、用途、設置の状況等に照らし、当該リース資産が、その使用可能期間中、リース先によってのみ使用されると見込まれるものであること(専属使用資産)、または当該リース資産の識別が困難であると認められるものであること ④リース期間が耐用年数に比して相当短いリース取引:リース期間が当該リース資産の財務省令で定める耐用年数に比して相当短いもの(リース先の法人税の負担を著しく軽減することになると認められるものに限る。)であること</p> <p>・ただし、譲渡条件付リース取引については無償又は名目的対価の額での譲渡であるか否かに関わらず、補助対象外となります。また、これら以外の取引で所有権移転の定めの有無に関わらず、リース期間終了時またはリース期間中途でリース先に所有権を移すと、補助の要件を満たさなくなり、補助対象外となる場合があります。</p>
3.補助対象となるリース契約	割賦契約、レンタル契約は対象となりますか。	割賦契約、レンタル契約は対象外です。
3.補助対象となるリース契約	残存価額設定リースは補助対象となりますか。	補助対象です。ただし、補助金額はリース契約書に記載されるリース料支払総額の10%です。
3.補助対象となるリース契約	リース先が、自ら購入した物件を指定リース事業者に売却した後、同物件を指定リース事業者からリースを受ける場合(セールス&リースバック)は、補助対象となりますか。	<p>平成28年3月31日までに締結するリース契約の場合は補助対象です。(ただし、当該リース契約におけるリース物件は、平成23年3月14日以降に購入されたものに限ります。)</p> <p>他方、平成28年4月1日以降に締結するリース契約については、補助対象となるリース契約の要件に「新たな事業の再開・拡充等に資すると認められるものに限る」ことが追加されたことを踏まえ、既にリース先が購入した物件についてリース契約形態に変更するものであるため、基本的には補助対象になりません。ただし、「<u>新たな事業の再開・拡充等</u>」を目的に、リース先が対象物件を購入し、納品(取得)日から1か月以内にリース契約を締結した場合に限り、「<u>新たな事業の再開・拡充等を目的とする物件調達</u>の範囲内」であると解し、補助対象として認めます(確認書類として、リース先が購入した際の納品書や履歴付きの自動車検査証等、納品(取得)日がわかる書類を必ず提出してください)。</p> <p>なお、セールス&リースバックにおけるリース会社がリース先から物件を取得する価格は、法人税法第六十四条の二第2項、法人税法施行令第131条の2第3項、法人税基本通達12の5-2-1における「実質的に金銭の貸借であると認められる」取引に該当しないリース取引としての価格とします。</p>
3.補助対象となるリース契約	転貸を目的としたリースバックは補助対象となりますか。	<p>・転貸を目的としたリースバックは補助対象外です。</p> <p>・本事業におけるリースバックは、転貸を目的とするリースバックではなく、機材の手当て等の関係により、リース先が発注・納品となった機器をリースすることを目的としています。</p>
3.補助対象となるリース契約	ベンダーリース(提携リース)も補助対象になりますか。	ベンダーリースも対象です。ただし、補助金返還義務等の補助金に係る一切の義務については指定リース会社が負うこととなります。
3.補助対象となるリース契約	メンテナンス付リースは補助対象になりますか。	<p><リース物件が自動車以外の場合></p> <p>・メンテナンス費用は補助対象外です。したがって、設備費用とメンテナンス費用を切り分けることができないメンテナンス付リースについては補助対象外です。</p> <p>・ただし、メンテナンス費用を物件価格の何%と規定しているようなメンテナンス付リースで、補助金申請時に物件価格のエビデンス資料も合わせて提出することで切り分けた金額を明示することが可能であれば、補助対象とします。</p> <p><リース物件が自動車の場合></p> <p>・メンテナンス費用は補助対象です。</p>
3.補助対象となるリース契約	リース物件について、自動車と自動車以外はどのように区別すればよいですか。	リース物件が自動車の場合、添付書類として自動車検査証の写しを必須としていることから、自動車検査証の写しが提出出来る場合は、リース物件が自動車の場合として申請することが出来ます。
3.補助対象となるリース契約	フォークリフトのように、分類では「⑥車両・運搬具」に該当するが、自動車検査証の写しが提出出来ない(自動車として登録をしていない)車の場合、メンテナンス付リースでの申請が出来ますか。	メンテナンス付リースとして申請が出来るリース物件は、あくまで自動車検査証の写しが提出出来る自動車であるため、自動車検査証の写しが提出出来ない車は、メンテナンス付リースでの申請は出来ません。

項目	質問内容	回答
3.補助対象となるリース契約	指定リース事業者からリース先に対する補助金の交付方法は決まっていますか。	・補助金の還元方法については、支払回数に応じた均等分割又は複数回の均等分割(年に1回以上)でリース先に還元する方法や、補助金を一括でリース先に還元する方法より選択することが可能です。 ・ただし、補助金を一括でリース先に還元する場合、補助金額の確定通知書の日付から半年以内で還元することになっています。
3.補助対象となるリース契約	親会社、子会社、関連会社又はこれに準ずるもの間での契約でないこととありますが、グループ内の兄弟会社間のリース契約についても補助対象外となりますか。	直接の親子会社の関係、関連会社の関係であること以外に、連結財務諸表の対象となる企業のグループ間の契約も補助対象外です。
3.補助対象となるリース契約	リース先が導入物件の最終使用者として、関係会社に賃借等で使用させる場合のリースは補助対象になりますか。	以下の3つの条件を全て満たしている場合に限り補助対象とします。 ①関係会社(最終使用者)は、リース先との間に出資又は人的関係があること。具体的には、議決権の過半数を所有している又はリースを受けた会社等の役員・使用人が代表権を有することをいう。 ②リース先と関係会社(最終使用者)の両者が補助対象となるリース先の要件を満たしていること ③指定リース事業者が対象機器の設置場所を把握していること(被災地域に限定)
3.補助対象となるリース契約	リース先の会社規模の判断は、被災時(平成23年3月11日)、リース契約時、借受(検収)時のどの時点の規模で判断すれば良いですか。	会社規模の判断は、補助対象となるリース契約の契約日で判断します。
4.リース物件	国が行っている他の補助事業との併用は可能ですか。	補助の対象となるリース物件に対し、国による他の補助金を併用することは認められません。ただし、環境省の家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金や、経済産業省・国土交通省のエコカー補助金との併用については可能です。(マル経等の運転資金、仮設工場・店舗等の建物の支援等との併用は可能)
4.リース物件	地方自治体によるリースに係る補助金は併用可能ですか。また、併用可能な場合、補助金を計算する際に、地方自治体の補助金は補助金算定の基準額から控除する必要がありますか。	・地方自治体の独自財源による補助金制度であれば併用は可能です。 ・この場合補助金算定の基準額から控除する必要はありません。
4.リース物件	本補助金を利用することができる物件に制限はありますか。	対象機器自体に制限はありません。
4.リース物件	補助対象となるリース物件には、ソフトウェアや付帯費用などの無形固定資産も含まれますか。	ソフトウェアなど無形固定資産なども補助対象となります。
4.リース物件	中古物件は補助対象となりますか。	中古物件も対象となります。
4.リース物件	被災物件と新規リース契約の物件がどの程度一致している必要がありますか。	被災物件と新規リース契約の物件が、同一の分類に属する物件である必要があります。ここでいう分類とは、以下に掲げる区分とし、それぞれ減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号)別表第一、別表第二、別表第三、別表第五及び別表第六に定めるところによるものとします。なお、区分①～⑨の物件と一体として区分⑩ソフトウェアを導入する場合には、区分①～⑨については区分⑩ソフトウェアを含むものとします。 ①建物(別表第一「種類」、別表第六「種類」) ②建物附属設備(別表第一「種類」、別表第六「種類」) ③構築物(別表第一「種類」、別表第五「種類」、別表第六「種類」) ④船舶(別表第一「種類」) ⑤航空機(別表第一「種類」) ⑥車両及び運搬具(別表第一「種類」) ⑦工具(別表第一「種類」、別表第六「種類」) ⑧器具及び備品(別表第一「種類」、別表第六「種類」) ⑨機械及び装置(別表第二、別表第五「種類」、別表第六「種類」) ⑩ソフトウェア(別表第三、別表第六「種類」)
4.リース物件	「区分①～⑨の物件と一体として区分⑩ソフトウェアを導入する場合には、区分①～⑨については区分⑩ソフトウェアを含むものとする」とは、具体的にどのような場合ですか。	区分①～⑨のリース契約と区分⑩ソフトウェアのリース契約の、契約日、契約期間、使用開始日がいずれも同じ場合は、区分⑩ソフトウェアについて被災物件に係る本補助事業の要件を満たしていない場合であっても、区分①～⑨のリース契約が本補助事業の要件を満たしていれば、合算して申請が可能ということです。
4.リース物件	被災物件と比べて、新規リース契約の物件の数量が異なってもいいですか。	本補助金が、被災地中小企業の復興を目的とする観点から、契約する物件の個数に妥当性があると判断できれば、被災物件と同数ではなくても認められます。ただし、レンタル事業者が不特定多数へのレンタルに用いる物件については被災物件の2倍の個数を限度とします。

項目	質問内容	回答
5.補助金 交付申請額	補助の対象となるリース料の内訳を教えてください。	補助の対象となるリース料の総額の内訳は以下のとおりです。 <リース物件が自動車以外の場合> ・リース物件の取得価額並びに利子、固定資産税等諸税、損害保険料、据付費用及び手数料の額の合計額 <リース物件が自動車の場合> ・リース物件の取得価額の一部並びに利子、自動車税等諸税、損害保険料、メンテナンス料及び手数料の額の合計額 ・ただし、メンテナンス料は補助対象となるリース料から控除して申請することは可能
5.補助金 交付申請額	取得価額はどのように定義されますか。	次の各金額の合計額とします。 ①設備の購入価額(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料又は関税その他物件の購入のために要した費用がある場合には、それらの費用を加えた額)。 ②設備を事業の用に供するために直接要した据付費用等の費用(ただし、①の金額を限度とする)。
5.補助金 交付申請額	補助の対象となる手数料とはどのようなものですか。	・与信行為に伴う調査費用等、基本的には調達コストを含め借入でいうところの利息相当部分に含まれるものです。 ・レベルアップ等による解約金等は含まれません。
5.補助金 交付申請額	リース料総額の10%及び3,000万円のいずれか少ない額の補助金とありますが、消費税分は補助の対象となるリース料に含まれますか。	消費税は含まれません。
5.補助金 交付申請額	リース先(ユーザ)あたりの上限額はありますか。	リース先毎の上限はありません。
5.補助金 交付申請額	リース料率の上限は設定されていますか。	リース先との間のリース料率については、特段の制限はありません。ただし、本制度の趣旨を踏まえた料率設定が望まれます。
5.補助金 交付申請額	旧リース契約の解約金を新規リース契約に上乗せして契約しましたが、認められますか。	・解約金相当部分は補助対象外、新規リース物件部分が補助金の対象として、補助金の交付条件をクリアできているかの判断となります。 ・旧リース契約の解約金の処理に関するリース先とリース会社間の覚書等の写しの提出が必要です。
5.補助金 交付申請額	旧リース契約の解約金の処理に関して、新規リース物件の販売会社(ディーラー)が代位弁済する形は認められますか。	・販売会社が代位弁済する解約金相当部分は補助対象外になりますので、新規リース物件の購入金額から代位弁済した金額を控除した金額(リース会社より販売会社へ実質支払われる金額)が補助金の対象として、補助金の交付条件をクリアできているかの判断となります。 ・上記Q&Aのリース会社とリース先との2社間での解約金の処理との差が生じないようにする必要があります。 ・旧リース契約の解約金の代位弁済に関する覚書等の写しの提出が必要です。
5.補助金 交付申請額	補助の対象となるリース料総額に上限、下限はありますか。	補助の対象となるリース料総額の上限、下限は以下のとおりです。 <リース物件が自動車以外の場合> ・補助の対象となるリース料の総額が、100万円以上であること <リース物件が自動車の場合> ・乗車定員5人以下の普通自動車等の場合は1台あたり400万円以下であること ・乗車定員6人以上10人以下の普通自動車等、及び普通自動車等以外の場合は上限、下限とも制限なし
5.補助金 交付申請額	補助金の計算過程で小数点以下が出た場合の取扱いはどうなりますか。	補助金の計算で小数点以下は切り捨てとなります。
5.補助金 交付申請額	補助対象と補助対象外の物件がある場合の利子、手数料等の算出の方法はどのように行いますか。	利子、手数料については、補助対象および補助対象外それぞれ個別に算出します。ただし、個別に算出することが難しい場合については、補助対象および補助対象外それぞれの残高により按分し算出します。
5.補助金 交付申請額	対象物件と対象外物件の両方を含むリース契約では、1契約当たりのリース契約の上限額、下限額は対象物件のみの合計額ですか。	対象物件と対象外物件の両方を含むリース契約では、対象物件分のみの合計額で上限額、下限額の基準を満たす必要があります。
5.補助金 交付申請額	被災車両における自動車税等諸税の様々な措置と本補助金との併用はできますか。	・自動車税等諸税の様々な措置と本補助金との併用はできますが、以下の点に注意ください。 ・被災車両の入れ替え車両において、自動車取得税、自動車税・軽自動車税は非課税、自動車重量税は免税となりますので、本補助金の対象となるリース契約のリース料には含まれないことが原則です。
6.申請手続き	対象が複数物件の場合は、物件毎に契約書を締結するのですか。	補助金の申請は、契約を基準としており、1つの契約に複数の物件が入っていても構いません。ただし、補助金対象外費用を含むリース契約の場合にあっては、補助金対象外費用の計算根拠となる資料の写しを添付し、補助金対象部分のリース料がわかるようにする必要があります。

項目	質問内容	回答
6.申請手続き	複数の契約を1回の申請にまとめることはできますか。	補助金の申請は、契約を基準としており、以下の特例を除き、複数の契約をまとめて申請することは認められません。 <特例> 物件の分類(細目)が同一の物件を追加契約するもの(a.先行する契約が100万円未満で、追加契約により100万円を超えるもの、b.先行する契約で100万円を超えているが、業容拡大等により追加契約するもののいずれの場合も可。) ※b.の場合、先行する契約が既に本補助金を受けていても申請は可能です。なお、先行する契約の終了時点で追加物件のリース期間が残っているにも関わらず、全ての物件の更新を行うと、残存期間分の補助金を返還することになるので注意が必要です。
6.申請手続き	リース契約に係る補助対象物件の設置が完了した日とは、どの書類の日付を指していますか。	・当該補助対象物件の設置に係る借受書、検収調書又はこれに類する書類の日付を、補助対象物件の設置が完了した日とします。 ・補助対象物件が自動車の場合は、自動車検査証等車検登録日が分かる書類も可とします。
6.申請手続き	リース契約締結から物件設置完了までの期間が大幅に空いてしまう場合であっても、物件設置完了後でないと補助金の申請は出来ませんか。	リース契約に係る補助対象物件の設置が完了した日から60日以内に補助金の申請をするという手続きになっているため、リース契約締結から物件設置完了まで期間が大幅に空いてしまう場合であっても、物件設置完了までは補助金の申請は出来ません。
6.申請手続き	交付された補助金をリース先に一括で支払う時の支払手数料は、指定リース事業者とリース先どちらが負担すればよいですか。	指定リース事業者とリース先のどちらが支払手数料を負担するかは任意です。
6.申請手続き	リース契約期間満了後の取扱いに指定はありますか。	・本事業はリース期間の終了をもって補助の目的を達成したこととなります。 ・なお、補助対象となるリース期間は当初リース期間であり、再リース期間は含みません。 ・よって、当初リース期間の終了時や中途解約等で補助金の返還等が完了し補助の目的が終了した場合、および再リースが終了した場合には、リース物件の処分(含む売却)は指定リース事業者の判断で行うことが可能です。 ・ただし、リース先への所有権移転については、購入選択権付リース等制度上認められている契約を除き、認められていません。
6.申請手続き	補助金交付決定を受けた後、リース期間中に変更事項が発生した場合は、何か手続きが必要ですか。	補助金交付決定の通知を受けた後、以下の事由が発生した場合には、速やかに補助事業者(日本商工会議所)に様式7-1「補助金交付決定内容変更申請書」により届け出る必要があります。このとき、補助金交付後であれば、その内容により、補助金の返還等を命じることがあります。 ① 交付決定を受けたリース契約が、「補助対象となるリース契約の要件」を満たさなくなった場合 ・支払条件変更後、リース期間が当初契約時点から15年を超えることはできません。超えた場合は、15年経過時点の残高より残高按分を行い、未払い部分に係る補助金返還が生じることがあります。 ② 指定リース事業者とリース先の間での合意解約 ③ リース契約の期限の利益を喪失した場合(リース先の倒産等、会社を清算する場合、補助金返還となるかどうかは個別の事象の判断となります) ④ リース期間内において転リースを行い、リース物件の実質的使用者が別法人となった場合 ⑤ 設置場所の変更(特定被災地域外(平成28年4月1日以降に締結するリース契約の場合は、岩手県・宮城県・福島県の3県外)にリース物件を移動させた場合は、補助金の返還が必要) ⑥ 合併(リース先が存続会社の場合は、補助金の返還の必要はない。リース先が被存続会社の場合は、存続会社が補助の対象となる中小企業等であれば補助金の返還の必要はないが、本制度の対象とならない大企業等であれば、補助金の返還の必要が生じる) ⑦ その他の契約内容の変更があった場合 *例えば、リース契約後、当初未加入の自動車任意保険に追加加入するなどにより、リース契約額に変更(増額)がある場合には、変更以降、増額分を毎回の支払いに均等に上乗せするのであれば、「補助対象であるリース契約の要件」は引き続き満たされるとともに、交付決定された補助金額との差額について、追加交付が生じることとなります。逆に、リース契約額の減額がある場合には、差額分について補助金返還となります。 【リスケジュールによる条件変更を行う場合】 リスケジュールを行うこと自体は補助金返還の発生事由ではありませんが、それにより契約額が減額となる場合には、減額分に相当する部分の補助金は返還対象となります。他方、リスケジュールによりリース期間延長を行う際に、追加金利をリース先に求める場合には、単に債権管理上の要請によるものであることから、当該追加金利部分について補助金の追加交付はありません。

項目	質問内容	回答
7.返還義務	どのような場合に補助金の返還が求められるのですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のいずれかの事由が発生した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取消す場合があります。 ①指定リース事業者が、法令、交付規程又は法令もしくは交付規程に基づく会議所の処分又は指示に違反した場合 ②指定リース事業者が、補助金を目的以外の用途に使用した場合 ③指定リース事業者が、事業に関して不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合 ④交付決定を受けたリース契約が、補助対象となるリース契約の要件を満たさなくなった場合 ⑤その他、交付の決定後に生じた事情の変化により、リース契約の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合 <p>・なお、上記事由発生時の事情に応じ全部返還もしくは一部返還を必要とするかについて判断されます。</p>
7.返還義務	どのような場合に一部返還があり得ますか。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、交付された補助金の全部または一部の返還請求が行われる場合があります。補助金の返還については、個別の事象ごとに判断します。
7.返還義務	補助金返還義務の期間には再リース期間も含まれますか。	再リース期間は含みません。補助金返還義務があるのは当初リース期間のみです。
7.返還義務	補助金返還義務における目的外使用とは具体的にどのようなことですか。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、個別の事象ごとに判断します。
7.返還義務	事故等による中途解約で、事故に対する保険金が支払われた場合、補助金の返還は必要ですか。	保険金が支払われた場合、保険金と補助金の重複受給とにならないように、原則として保険金相当の補助対象分の補助金については、返還が必要となります。なお、内容については個別に判断することとなります。
7.返還義務	リース物件をリース先が買い取ることによる中途解約の場合、補助金の返還は必要ですか。	原則として、契約にある購入選択権を行使する場合を除き、補助金の全額返還が必要となります。なお、内容については個別に判断することとなります。
7.返還義務	リース物件のレベルアップによる中途解約の場合、補助金の返還は必要ですか。	原則として、契約期間の未経過分の補助金の返還が必要となります。なお、内容については個別に判断することとなります。
9.その他	補助金の残余額について、アナウンスはされますか。	ホームページで公表中です。
9.その他	申請受付期間中であっても、補助金の残余額が無くなったところで同補助金は終了となりますか。	補助金の原資が無くなれば、申請受付期限の前であっても事業終了となります。
9.その他	指定リース事業者を通じなければ補助金制度を利用できないのですか。指定リース事業者以外のリース会社では利用できないのですか。	指定リース事業者は、経済産業省が公募し、審査の結果指定されています。本事業の適正な実施のため、指定リース事業者以外を通じた補助金の利用はできません。